

神戸市電子検査要領

令和3年4月1日 策定
令和4年10月1日 改定

1. 目的

本市工事において工事書類に係る作業が、受発注者双方の負担となり、業務効率化を妨げる一因であると認識されている。そこで、本市において、検査書類の電子化および電子検査を実施することで、提出書類の削減、書類の整理・保管に係る手間を削減し、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的に、神戸市電子検査要領（以下「本要領」という。）を定めるものとする。

2. 対象工事

神戸市が発注する全ての土木・造園工事とする。

請負人の申し出があれば、受発注者協議の上、電子検査の対象とする。

なお、市単独費による工事かつ予定金額3,000万円以上の工事は必須とする。

3. 電子検査の定義

電子検査とは、電子納品された、または電子上で作成した成果品をパソコン等の電子的な手段を用いて検査を実施することを示す。



4. 対象書類

電子検査の対象とする書類は、原則、下記のとおりとする。

1. 工事完成図
2. 出来形表、出来形図
3. 品質管理図表、工程能力図
4. 工事概要書
5. 工事写真（写真帳、写真（原本）など）
6. 工事情報共有システムにより提出した書類
7. その他、受発注者協議にて定めるもの

ただし、検査時まで紙媒体の資料にて提出済みのもの、請負人が電子検査を希望しないものについては、監督員と協議により対象から除外することができるものとする。

また、請負人は検査時まで紙・電子を区別した検査書類一覧表を作成する。
 (検査書類一覧表の作成例) ※下記は作成例であり、形式を指定するものではない。

番号	項目	提出書類名	形式	備考	
1	1 2 3	施工計画書	施工計画書	紙	
			中止期間中の基本計画書	紙	
			設計照査	紙	工事打合せ簿(提出)
2	施工体制	施工体制台帳	紙		
3	4 1 2 3 4 5	工事打合せ簿	土・休日・夜間作業届	電子	
工事打合せ簿(指示・通知)			電子		
工事打合せ簿(協議)			紙		
工事打合せ簿(承諾)			紙		
工事打合せ簿(提出)			電子		
工事打合せ簿(報告)			電子		
5		ISO履行状況把握	電子	立会願	
6		現場発生品調書	紙		
7	工程管理	工事履行報告書	電子	E-mailにて提出	
8	1 2	出来形管理	出来形検査簿	電子	工事打合せ簿(提出)
			出来形図	電子	工事打合せ簿(提出)
9	1 2	品質管理	品質検査簿	電子	工事打合せ簿(提出)
			品質管理(試験成績表)	電子	ISO履行状況把握
10	1 2	写真管理	工事写真帳	電子	
			施工確認書	電子	工事打合せ簿(提出)映像媒体は別途添付

5. 検査時の機材確保及び端末操作

検査用の端末については受注者で準備する。また、検査時の端末操作は、受検者である受注者が操作するものとする。

円滑な電子検査を行うため、検査はプロジェクター、スクリーンを用いて行うことが望ましい。投影用の機材使用、準備については、受発注者の協議によるものとする。

6. 検査用データについて

請負人は予め、検査用データを検査用PCに保存するものとする。フォルダ構成については「別紙.1 電子成果品の保存フォルダ構成例」を参照して作成し、検査時には検査員から指定された書類・写真を円滑に提示できるよう準備しておくものとする。

7. 電子納品

電子検査の対象とする書類は、納品時に紙媒体の提出を求めないものとする。電子成果品の提出方法、記録媒体の作成方法等については、「神戸市電子納品運用指針(簡易版)(案)」に基づいて実施すること。

8. 疑義の処理

本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

電子成果品の保存フォルダ構成例

請負人はフォルダ構成、ファイル名を整理して作成し、検査時に検査員から指定された書類・写真を円滑に提示できるよう準備しておくものとする。

また、ファイル名については、データ内容が判別できるように設定し、工事の時系列で整理できるように作成し、整理しておくものとする。

